

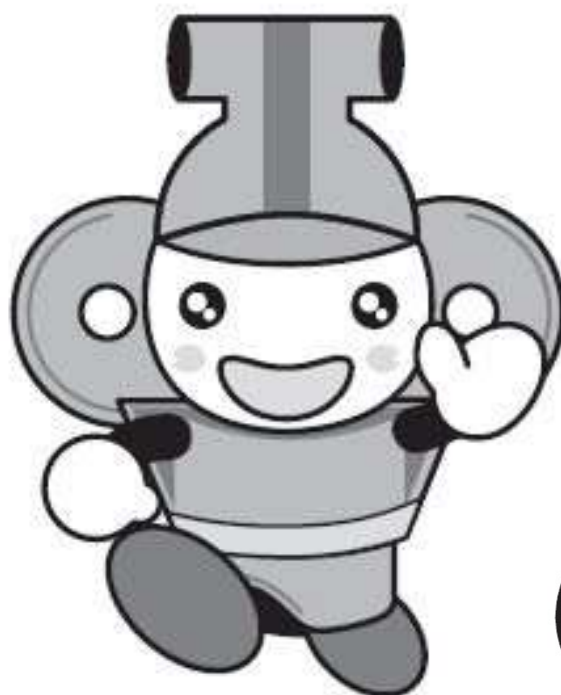
令和8年度 第1版

申請受付期間

5月7日（木）～予定基数終了まで

（先着順の受付となります）

本庄市浄化槽設置補助金のご案内



本庄市マスコット

ばにぼん

問い合わせ先

〒367-8501

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市経済環境部環境推進課

TEL 0495-25-1173(直)

FAX 0495-25-1248

〒367-0298

本庄市児玉町八幡山368番地

本庄市経済環境部支所環境産業課

TEL 0495-72-1334(直)

FAX 0495-72-4216

【令和7年度からの主な変更点】

- 申請受付開始日 令和8年5月7日（木）より
- 実績報告書の提出期限 令和9年3月10日（水）

補助金額につきましては令和7年度と同様です。

【 浄化槽設置補助金の交付対象要件 】

次の要件を満たす既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽への入れ替え工事に対し、補助金を交付します。

補助対象工事の要件（交付要綱第3条第1号及び第3号）

- ①自己の居住の用に供するための専用住宅（専ら住居を目的とした住宅。住居部分の床面積が家屋の延べ面積の2分の1以上である併用住宅を含む）に対する浄化槽の設置（既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽への入れ替え）工事
- ②売買や賃貸等の、自己の居住の用に供する目的外の住宅工事に係る浄化槽の設置工事を除く

補助対象区域（交付要綱第2条第7号）

下記の①②を除く区域

- ①公共下水道事業計画区域及び農業集落排水区域
- ②1基の浄化槽を用いて集合処理をしている区域

浄化槽の要件（交付要綱第3条第2号）

- ①10人槽以下の浄化槽（浄化槽に関する調書に記載）
- ②環境省が定める環境配慮型浄化槽適合機種・仕様に該当するもの。
（別添、「環境配慮型浄化槽 適合機種一覧表」を参照。）

申請される方の要件

（交付要綱第3条第1号、第3号及び第4号、第6条、第9条第4項）

- ①補助対象区域において自己の居住の用に供する専用住宅を所有し、当該住宅において浄化槽を設置する者であること
- ②宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業を営む者でないこと
- ③本庄市税を滞納していない者
- ④浄化槽設置補助金交付決定日以後に浄化槽の工事を着工する者
- ⑤補助事業完了後30日以内又は、令和9年3月10日のいずれか早い日までに実績報告できる者

申請方法について

申請書は、申請者本人又は同一世帯家族の方が提出してください。

申請の際は、本人又は同一世帯の家族であることを確認できるもの（運転免許証等）を持参してください。

なお、業者や代理人等に申請書の提出を委任する場合には、委任状の提出が必要になります。

申請書等の受付窓口について

補助金申請書・請求書等の書類は、本庄市役所 4 階の環境推進課又は児玉総合支所 2 階の支所環境産業課へ提出してください。

なお、実績報告書の提出窓口は、本庄市役所 4 階の環境推進課のみとなります。

補助限度額（交付要綱第 4 条）

人槽（10人槽以下）	転換費	配管費	処分費
5人槽	352,000円	150,000円	90,000円
7人槽	434,000円		
10人槽	568,000円		

転換（建築基準法第 6 条第 1 項に基づく建築確認を伴わず、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を浄化槽に入れ替える）による 10 人槽以下の浄化槽設置を補助対象とし、補助金額は上記のとおり人槽毎で 352,000 円～568,000 円とする。

転換で設置した浄化槽と接続する配管（排水管）を設置する際の補助金額に関しては 150,000 円を交付する。

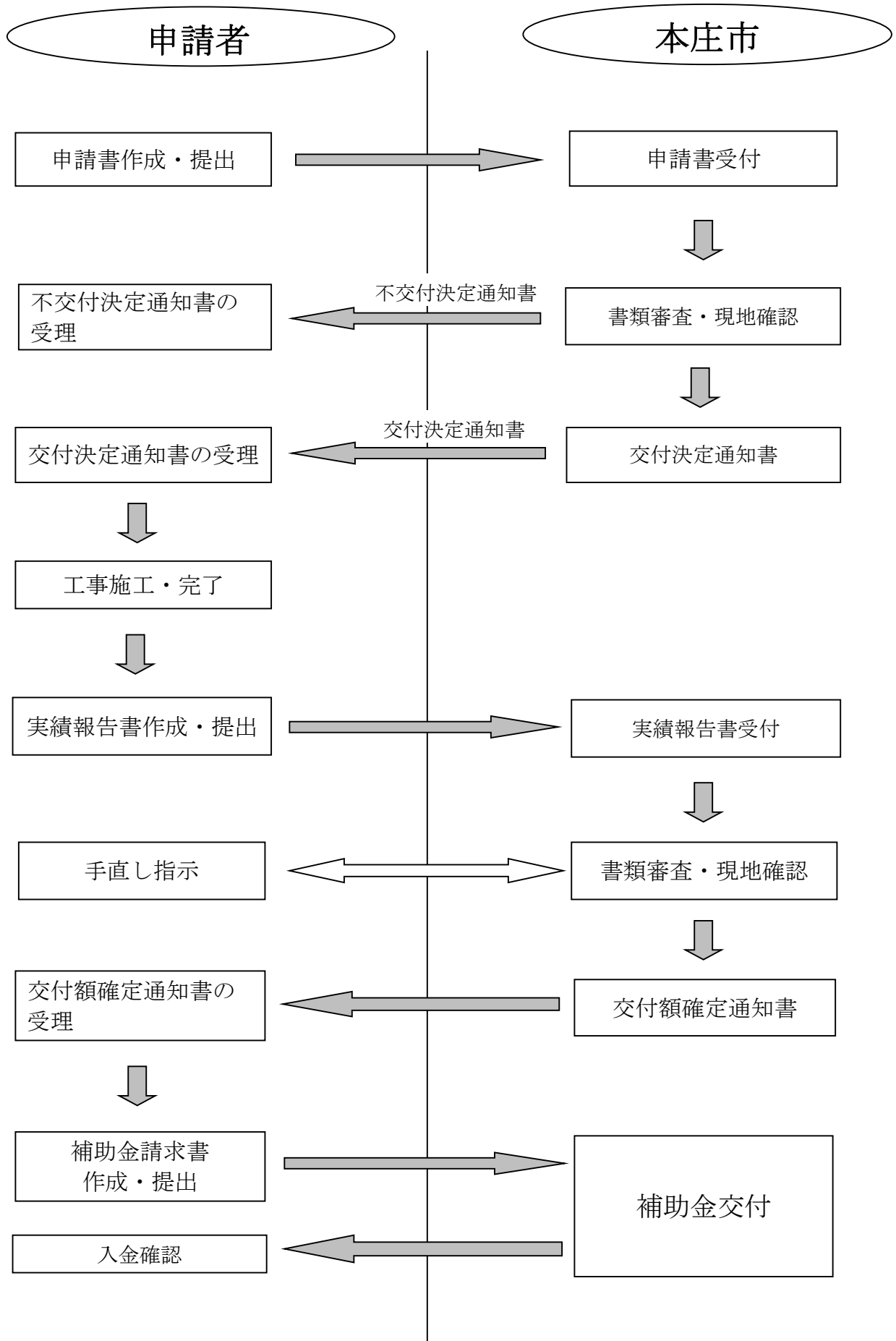
また、既存単独処理浄化槽及び既存汲み取り便槽の処分費に対し 90,000 円を交付する。

※都市計画区域以外の区域においても、建築基準法第 6 条第 1 項の規定が適用されるものとして取り扱います。

設置工事の基準

「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」（発行：環境省）、「2015年版 浄化槽の設計・施工上の運用指針」（編集：日本建築行政会議）の浄化槽設置工事に関する基準及び手順に準ずることとする。

【 補助金申請手続きの流れ 】



請求書記入に関して

現地調査及び書類審査を行った後、様式第7号の交付額確定通知書及び請求書を送付後に支払い手続きになります。

- | |
|--|
| ①申請者の住所は、請求の時点でお住まいの場所の住所を記載してください。 |
| ②請求書は、交付額確定通知書の日付・発送番号を確認して記入してください。 |
| ③金融機関名は、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、ゆうちょ銀行等の金融機関の名称及び支店名を記載してください。 |
| ④名義人は、申請者氏名と銀行へ届け出のフリガナを記載してください。 |

※ゆうちょ銀行に振り込みを希望される場合、振り込み先番号をご確認ください。
(通帳に振込用の番号の記載があります。不明な場合は郵便局にお問い合わせください)

補助金申請関連の問い合わせ先

①浄化槽設置補助金について	
本庄市経済環境部環境推進課	TEL 0495-25-1173
本庄市経済環境部支所環境産業課	TEL 0495-72-1334
②建築物の建築確認申請（増築、改築、移転を含む）について	
本庄市都市整備部建築開発課	TEL 0495-25-1140
③浄化槽の清掃・維持管理について	
本庄市経済環境部環境推進課	TEL 0495-25-1173
本庄市経済環境部支所環境産業課	TEL 0495-72-1334
④浄化槽法第7条・第11条に係る法定検査について	
一般社団法人 埼玉県浄化槽協会浄化槽水質検査部	TEL 048-501-5707
※浄化槽の清掃・保守点検業者に関する問い合わせも可	

実地調査について

本補助金を用いた浄化槽の設置は、使用開始後の浄化槽の処理性能の確認等を目的とした国の実地調査の対象となる場合があります。実地調査は、法定検査（11条検査）に水質等の検査項目が追加されたものになります。

その他

広報ほんじょう及び本庄市ホームページ（<http://www.city.honjo.lg.jp/>）を参照してください。

浄化槽維持管理について

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽管理者（浄化槽の使用者）は以下の検査等を受ける必要があります。

検査等	浄化槽法	時期・回数等	実施機関・業者
①浄化槽設置後の水質検査 設置された浄化槽が適正に施工され、機能しているかを確認する検査。	第7条	浄化槽の新規設置3カ月経過後から5カ月以内に実施 (検査料) 10人槽以下 13,000円	(指定検査機関) 一般社団法人 埼玉県浄化槽協会 TEL 048-501-5707
②定期検査 保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査。	第11条	年1回 (検査料) 10人槽以下 5,000円	(指定検査機関) 一般社団法人 埼玉県浄化槽協会 TEL 048-501-5707
③保守点検 浄化槽の機能を正常に維持するため、定期的に本体や付属部品の点検と調整を行い、汚泥などの蓄積状況を調べ、清掃時期を判断するとともに、消毒剤の補充等を行う。	第10条	年3回以上（浄化槽の種類等により異なる） (点検料) 浄化槽の種類等により、料金差有。 詳細は、保守点検業者へお願いします。	都道府県知事登録業者 ※業者選択可能
④浄化槽清掃 浄化槽内に生じた汚泥の引き抜きや機器類の洗浄を行う。	第10条	年1回以上 (清掃料) 人槽、汚泥の量等により、料金差有。 詳細は、清掃業者へお願いします。	市町村長許可業者 (株)第一総業 TEL 0495-22-5628 (有)関東興業 TEL 0495-22-3753 児玉清掃(株) TEL 0495-72-1038 (有)永尾清掃 TEL 0495-72-1024

上記の検査については、埼玉県知事が浄化槽管理者に対して必要に応じて勧告、命令等を行うことができ、この命令に違反した者に対して、浄化槽法第62条及び第66条の2の規定により罰金等に処することができる規定があります。

交付申請時

①	本庄市浄化槽設置補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
②	委任状（業者等が代理申請する場合のみ）	
③	浄化槽設置届出書の写し（浄化槽法第5条第1項の規定による）	<input type="checkbox"/>
④	浄化槽に関する調書の写し	<input type="checkbox"/>
⑤	認定書及び認定シートの写し	<input type="checkbox"/>
⑥	設置場所の案内図	<input type="checkbox"/>
⑦	配置図・配管図 （設備の位置及び各ますへの接続、放流先が分かるようにすること）	<input type="checkbox"/>
⑧	転換の見積書の写し及び工事費内訳書 （浄化槽の本体価格等が判明するもの）	<input type="checkbox"/>
⑨	登録浄化槽管理票（C票）	<input type="checkbox"/>
⑩	登録証の写し	<input type="checkbox"/>
⑪	保証登録証（市町村用）	<input type="checkbox"/>
⑫	浄化槽設備士免状の写し	<input type="checkbox"/>
⑬	法定検査実施に関する誓約書	<input type="checkbox"/>
⑭	浄化槽設置予定地の現況写真	<input type="checkbox"/>
⑮	既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の現況写真	<input type="checkbox"/>
⑯	（必要時）その他、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

※配管費及び処分費の補助を申請する者は、以下の書類も提出してください。

○配管費

⑰	配管設置工事の見積書の写し及び工事費内訳書 （配管の価格等が判明するもの）	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

○処分費

⑱	処分の見積書の写し及び工事費内訳書 （処分の価格等が判明するもの）	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------------------	--------------------------

●提出書類作成上の注意

※申請時に市税に滞納がある場合、補助金の交付ができません。申請前に滞納がないか確認をお願いします。

①本庄市浄化槽設置補助金交付申請書

対象事業費は税込価格で記載してください。

②委任状

添付の様式を参考にして、作成してください。

⑩登録証の写し

登録浄化槽管理票（C票）とあわせて添付してください。

⑪保証登録証

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会に申請をして登録を受けた後、「市町村用」を添付してください。

⑫浄化槽設備士免状の写し

昭和62年以前の場合は、修了証の写しも添付してください。

⑧・⑰・⑱ 見積書の写し及び工事費内訳書

各見積書等には必ず日付を記入してください。

- ・配管費…生活雑排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公用水域に放流させるために必要な管並びにその設置工事（放流ポンプ槽の設置及び土質悪化板工事を含む）に要する費用
- ・処分費…既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の清掃、消毒、汚泥処理、撤去、収集運搬、中間処理及び最終処分に要する費用

実績報告時

(当該補助事業完了後 30日以内又は当該年度 3月10日のいずれか早い日までに報告)

①	本庄市浄化槽設置補助事業実績報告書（様式第6号）	<input type="checkbox"/>
②	領収書の写し及び工事費内訳書 （浄化槽の本体価格等が判明するもの）	<input type="checkbox"/>
③	設置工事写真（浄化槽本体及び施工前・施工中・施工後の写真） ※配管費や処分費の補助金交付決定を受けた場合は、配管設置工事 や既設の単独処理浄化槽等の撤去工事写真も含む。	<input type="checkbox"/>
④	浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し	<input type="checkbox"/>
⑤	浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し	<input type="checkbox"/>
⑥	法定検査（第7条及び第11条）の払込金受領書の写し	<input type="checkbox"/>
⑦	確約書	<input type="checkbox"/>
⑧	チェックリスト	<input type="checkbox"/>
⑨	竣工図（工事完了後の配置図・配管図） ※設備の位置及び各ますへの接続、放流先が分かるようにすること	<input type="checkbox"/>
⑩	（必要時）その他、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

※配管費及び処分費の補助金交付決定を受けた者は、次の書類も提出してください。

○配管費

⑪	配管設置工事の領収書の写し及び工事費内訳書 （配管の価格等が判明するもの）	<input type="checkbox"/>
⑫	配管設置工事の写真 （配管の埋設、浄化槽及び公共用水域への接続等の、屋内外の配管 設置工事及び工事完了状況が分かるもの）	<input type="checkbox"/>

○処分費

⑬	処分の領収書の写し及び工事費内訳書 （処分の価格等が判明するもの）	<input type="checkbox"/>
⑭	既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去（掘り出し・清掃・汚 泥・処理・消毒・運搬）の写真	<input type="checkbox"/>
⑮	既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の産業廃棄物管理票 （マニフェスト）E票の写し ※E票が実績報告書提出時に間に合わない場合は、現時点での既存 槽の処理状況が確認できる書類（マニフェスト等）を提出 ⇒E票完成後、E票の写しを提出	<input type="checkbox"/>

●提出書類作成上の注意

①本庄市浄化槽設置補助事業実績報告書

対象事業費は税込価格で記載してください。

②・⑪・⑬

領収書等には必ず日付を記入してください。

⑥法定検査の払込金受領書の写し

法定検査とは、浄化槽法第7条検査（設置後3～5カ月以内に実施する水質検査）及び浄化槽法第11条検査（年1回実施する定期検査）です。

⑦確約書

設置した浄化槽の適切な維持管理を確約する書類です。補助金交付決定通知書とあわせて交付されます。

⑧チェックリスト

工事施工の検査表です。（浄化槽設備士が記入）

⑪及び⑬ 領収書及び工事費等内訳書

※配管費や、処分費の補助金交付決定を受けた者は、次の費用の領収証の写し及び工事費内訳書を提出してください。

- ・配管費…生活雑排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公用水域に放流させるために必要な管並びにその設置工事（放流ポンプ槽の設置及び土質悪化板工事を含む）に要する費用
- ・処分費…既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の清掃、消毒、汚泥処理、撤去、収集運搬、中間処理及び最終処分に要する費用

⑮産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去費を申請する場合は、撤去槽の収集運搬、中間処理及び最終処分を証明するE票の写しを添付してください。また、実績報告時にE票が間に合わない場合は、現状の処理段階が分かるもの（C票やD票）を添付してください。後日、E票の提出をお願いします。

【 実績報告時の提出写真について 】

●必要な設置工事写真

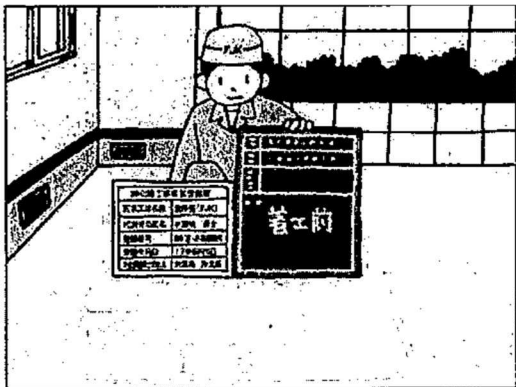
※標識看板には、各工事工程状況及び設置浄化槽の名称（メーカー名を含む）を記入して撮影する。

※次の各工事工程の実施日が分かるようにする。

※下線がある項目については写真の撮り忘れが多いため、注意してください。

※必要な写真が足りない場合、始末書の提出を求めることがあります。

1. 浄化槽設備士が設置予定場所で標識看板を表示している写真



<ポイント>

- ①浄化槽の設置場所全体を写す
- ②浄化槽設備士は正面を向く
- ③標識看板を掲げる
- ④背景に工事を行う場所の周辺状況（家屋・地面等）と共に写す

2. 掘削工事の状況を示す写真

※山留め工法・水替え工法の場合は、矢板・排水ポンプ等も共に写す



<ポイント>

- ①標識・スケール等の機材と共に写す

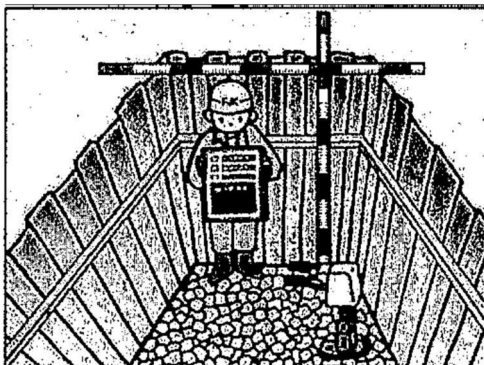
3. 基礎工事の状況を示す写真（以下の写真を含む）

○割栗石（基礎碎石）地業の状況を示す写真

○捨てコンクリートの打設状況を示す写真

○基礎コンクリートの配筋状況の写真

○基礎コンクリートの養生後、コンクリート厚が分かるような写真



<ポイント>

- ①標識・スケール等の機材と共に写す



<ポイント>

- ① 栗石、または砕石地業で転圧の作業を行っているところを写す
- ② 栗石地業を行ったこと分かる写真、すなわち栗石の突き固め終了後、深さの分かるスケールと共に写す
- ③ 捨てコンクリートの打設状況を写す



<ポイント>

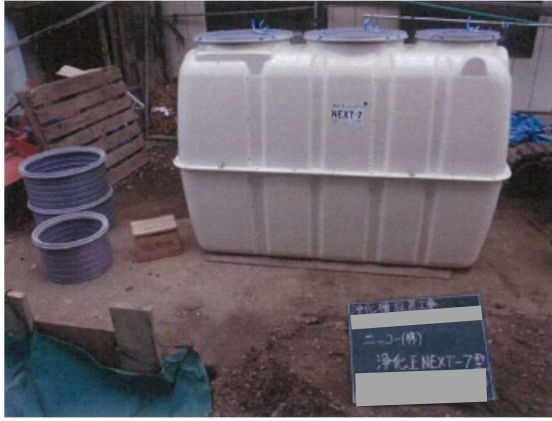
- ① 型枠及び配筋の状況が分かるもの、ピッチが分かるスケールと共に写す



<ポイント>

- ① コンクリート養生後、コンクリート厚の分かるスケールと共に写す

4. 据え付け前の本体写真（本体の名称を写すこと）

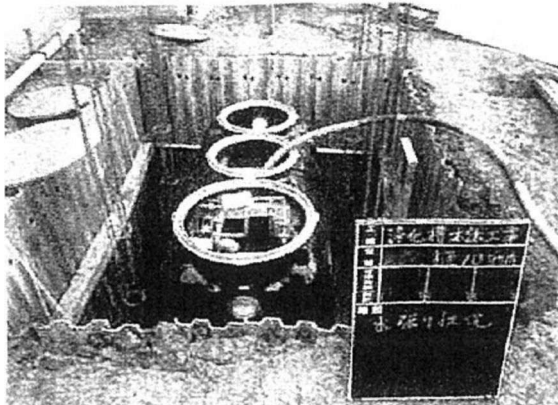


<ポイント>

- ①現場での浄化槽本体の搬入状況、及び本体に明記されているメーカー・型式・人槽が判読できる写真を写す

5. 据付工事の状況を示す写真

○浄化槽を所定の位置に設置後、水張りを行いつつ、本体の水平を確認した写真



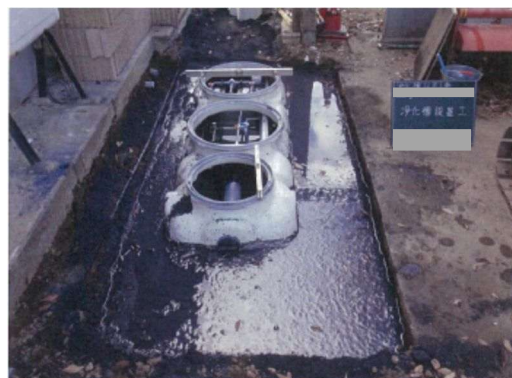
<ポイント>

- ①水張りをを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることが分かる写真を写す

6. 埋戻工事の状況を示す写真

○石等の混入していない土砂を用いて埋め戻しを行っている写真

※支柱工が必要なときは、支柱工を行っている写真



<ポイント>

- ①以下の道具等が写っている必要がある
 - ・本体の水平を確認するための水準器
 - ・埋め戻しの高さを示すスケール
 - ・水張り及び水じめに用いるホース
 - ・つき固め用の器具（ランマー等）
 - ・埋め戻しに用いている土砂

7. スラブの設置作業の写真

- 配筋の状況の写真
- コンクリートの打設写真



<ポイント>

- ①配筋の状態が分かる写真
- ②ピッチが分かるスケールと共に写す

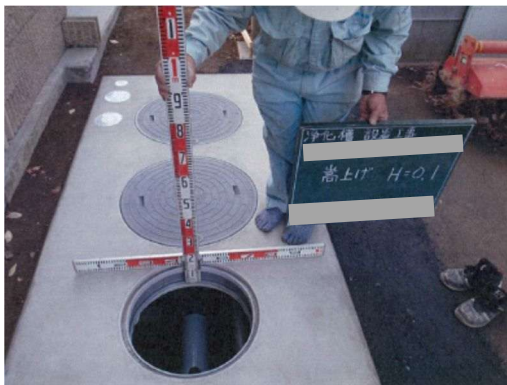


<ポイント>

- ①コンクリートが養生され、コンクリート厚が分かるスケールと共に写す

8. 嵩上げの状況を示す写真

- 工事中の嵩上げ材の写真ではなく、完成時（スラブまで終了している状況）で、スケールをあて、嵩上げ高が分かる写真



<ポイント>

- ①マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であることが分かる写真を残す。そのためには、バルブの上端からマンホールの蓋までの距離が分かるように、スケールを当てた写真を残す。

9. ポンプ槽の写真（ポンプ槽を設置した場合）



<ポイント>

- ①ポンプ槽の設置状況が分かるように写す

10. ブロアの設置状況の写真



<ポイント>

- ①ブロア、屋外用コンセント、アース工事及び送気管とブロアの接続状況が分かるように写す

11. 完成時の状況写真



<ポイント>

- ①浄化槽の上部及び周囲の状況から、残土の処分や工事の後片付け等、工事が終了していることが分かるように写す
- ②現場において、工事の竣工確認を行った浄化槽設備士が写っていることが望ましい

12. 配管設置工事の写真（配管費の補助金交付決定を受けた場合）

- 既設の配管、新設した配管が明確に分かる写真
- 配管の設置状況が分かる写真（配管の埋設、浄化槽及び公共用水域への接続等の、屋内外の配管設置工事及び工事完了状況が分かるもの）



<ポイント>

- ①既設の配管状況を写す。
- ②撤去した配管についても写真を残しておくことが望ましい



<ポイント>

- ①配管の埋設状況を写す
- ②配管全てが補えるように、数枚の写真を撮る



<ポイント>
①放流先との接続状況が分かるように写す



<ポイント>
①配管工事の完了状況が分かるように写す

1 3. 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去作業等の写真（処分費の補助金交付決定を受けた場合）

- 清掃の状況が分かる写真
- 消毒及び汚泥処理の状況が分かる写真
- 浄化槽撤去後の土壌への消毒状況が分かる写真
- 撤去した既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の状況、撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に除去したことが確認できる写真



既成底板コンクリートを使用する工事の注意

工事にて既成底板コンクリート（プレキャスト板等）を使用する場合、以下の前提を順守した上で、関係書類及び写真を提出してください。

●前提

- ①既成底板コンクリート（プレキャスト板等）を使用する場合の基礎工事は、従前同様の工事を必要とし、沈下または変形が生じない適正な施工とすること
- ②工事基準は従来通り国土交通省令、環境省令に定める通りとすること
- ③捨てコンクリートの作業の省略は特別な事情がない限り不可とする

●提出写真

- ①既成底板コンクリートの設置状況が分かる写真
- ②スケールを入れてコンクリート厚が分かる写真
- ③既成底板コンクリート設置後に水平が取れていることが確認できる写真
- ④既成底板コンクリートに記載されている製造番号等が確認できる書類

●提出書類

- ①使用した既成底板コンクリートの図面及び仕様書（設計計算書、強度計算書等）

完了検査について

実績報告書提出後、浄化槽設置工事の完了検査を実施します。次のことに注意してください。

- ①完了検査は実績報告書提出後、概ね1～2週間のうちに実施します。
- ②完了検査は、補助金申請者（又はその家族）、浄化槽工事業者、市の担当者の3者で実施します。
- ③補助申請者（又はその家族）及び浄化槽工事業者は①の期間内に完了検査に参加できるようにしてください。

【 よくある質問（Q&A） 】

業者の選定について

Q：補助金を申請する場合、施工業者はどのように決めればよいですか？

A：市では特定の業者を紹介していません。そのため、ご自身で施工業者から見積もりを取り、業者を選んでください。なお、業者により施工方法や金額などが大きく変わることがあるため、複数の業者から見積もりを取ることをおすすめします。

Q：市の認定業者であるといった営業が来ました。その業者に依頼すれば補助金申請は問題ありませんか？

A：浄化槽の補助金において、市が特定の業者を認定することは一切ありません。必ず詳細を確認の上、業者との契約を行うようにしてください。

補助金対象の可否について

Q：市内に新築の住宅を建てる予定ですが、補助金の対象となりますか？

A：新築時の浄化槽設置工事は補助金対象外です。

Q：建替え時に浄化槽の入れ替え工事を考えていますが、補助金の対象になりますか？

A：建築確認を要する新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）の場合は補助金対象外です。また、建築確認を伴わない場合であっても建替え工事の内容によっては補助金対象外となる可能性もありますので、事前に市（環境推進課）にご確認ください。

Q：汲み取り便槽を使っています。転換工事にあたりトイレ自体も水洗のものにリフォームすることを考えていますが、補助金の対象となりますか？

A：建築確認を伴わず、トイレのみをリフォームする場合は補助金対象となります。しかし、例外もありますので、事前に市（環境推進課）にご確認ください。

Q：事業所の浄化槽転換工事を考えていますが、補助金の対象となりますか？

A：事業所の場合は補助金対象外です。ただし、住居部分の床面積が家屋の述べ面積の2分の1以上である併用住宅の場合は補助金対象となります。

補助金の申請について

Q：補助金申請前に工事を始めていても問題ありませんか？

A：申請前、または申請後であっても市から交付決定を受ける前に工事を始めてしまうと補助金対象外となります。あらかじめご了承ください。

Q：申請の予約はできますか？

A：予約は受け付けておりません。広報やホームページで申請開始日をお知らせ致しますので、随時、確認をお願いします。

Q：業者や代理人による代理申請は可能ですか？

A：可能です。ただし、委任状の提出が必要になります。

Q：市税に滞納がありますが申請はできますか？

A：市税に滞納がある場合、補助金を交付することができません。必ず滞納分を納めてから申請をしてください。

工事の着工について

Q：申請時から工事の内容が変わりました。何か届出は必要ですか？

A：変更内容によっては新たに書類を提出していただく必要があります。変更がある際には、事前に市（環境推進課）にご確認ください。

Q：工事の施工基準はありますか？

A：「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」（発行：環境省）、「2015年版 浄化槽の設計・施工上の運用指針」（編集：日本建築行政会議）の浄化槽設置工事に関する基準及び手順に準ずることとしています。何らかの理由により、これらに準ずることができない場合については、事前に市にご確認ください。

Q：基礎工事において、既成底板コンクリート（プレキャスト板等）を使用してもよいですか？

A：本案内の16ページの内容を満たすようであれば問題ありません。

実績報告書について

Q：実績報告時に必要な写真はなんですか？

A：実績報告時に必要な写真については、本案内の10～15ページの「実績報告時の提出写真について」をご確認ください。また、写真が足りない場合、補助金の交付決定の取り消しや、申請者または施工業者に始末書の提出を求めることがあります。あらかじめご了承ください。

浄化槽の維持管理について

Q：日々の浄化槽の管理はどのようなことが必要ですか？

A：浄化槽の維持管理については浄化槽法によって、「清掃」、「保守点検」、「法定検査」の3つが義務付けられています。

Q:「清掃」、「保守点検」を定期的に行っていますが、「法定検査」を受ける必要はありますか？

A:「清掃」は浄化槽内に溜まった汚泥を引き抜くものであり、「保守点検」は、機械の調整・修理、消毒薬の補充といったメンテナンスを主に行うものです。それに対して「法定検査」は、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。内容と目的が異なるため、どちらも必要となります。

補助金の返還（取消し）について

Q: 補助金の返還（取消し）はどのような場合に発生するのですか？

A: 本庄市浄化槽設置補助金交付要綱の各事項に反した場合や、虚偽の申請、浄化槽の施工不良、不適切な維持管理などが確認された場合に対象となります。施工業者等と協議の上、補助金の返還や取消しが発生しないようお気を付けください。

様式第 1 号（第 5 条関係）

本庄市浄化槽設置補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、本庄市浄化槽設置補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、本庄市浄化槽設置補助金の交付に係る審査のため、市が市税の滞納状況を確認することについて同意します。

記

1 設置場所	本庄市		
2 浄化槽の型式	名称：		
	人槽：	人槽	
	認定番号：		
3 転換の設置区分	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽から	<input type="checkbox"/> くみ取便槽から	
4 補助金申請額	転換費補助申請額	金	円
	配管費補助申請額	金	円
	処分費補助申請額	金	円
5 対象事業費	転換費		円
	配管費		円
	処分費		円
6 住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅		
	<input type="checkbox"/> 併用住宅(居住部分の面積 m^2 / その他の面積 m^2)		
7 着工予定日	年	月	日
	8 工事完了予定日	年	月 日

様式第4号(第8条関係)

本庄市浄化槽設置補助金変更(廃止)申請書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日に本庄市浄化槽設置補助金交付申請書を提出しましたが、都合により変更(廃止)することになりましたので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(廃止)内容	
2 変更(廃止)理由	
3 浄化槽の型式	名称： 人槽： 人槽
	認定番号：
4 転換の設置区分	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽から <input type="checkbox"/> くみ取便槽から
5 補助金申請額	転換費補助申請額 金 円 配管費補助申請額 金 円 処分費補助申請額 金 円
6 対象事業費	転換費 円 配管費 円 処分費 円
7 住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(居住部分の面積 m ² /その他の面積 m ²)
8 着工予定日	年 月 日
9 工事完了予定日	年 月 日

法定検査実施に関する誓約書

この度、私の住宅に設置する浄化槽について、浄化槽法第7条に基づく検査、及び第11条に基づく定期検査を指定検査機関に依頼し、浄化槽の適正な維持管理を行うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

あて先 本庄市長

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

※ 第7条検査とは、設置後3カ月～5カ月の間に実施する水質検査

※ 第11条検査とは、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか確認する検査

様式第6号(第9条関係)

本庄市浄化槽設置補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた 年度
本庄市浄化槽設置補助事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

完了年月日 年 月 日

設置場所 本庄市

交付決定額 金 円

 転換費補助金 円

 配管費補助金 円

 処分費補助金 円

対象事業費 金 円

 転換費 円

 配管費 円

 処分費 円

浄化槽維持管理確約書

年 月 日

本 庄 市 長

設置者 住 所
氏 名
電話番号

浄化槽の設置使用に当たり、浄化槽法等の関係法令及び本庄市浄化槽設置指導要綱を遵守し、次のとおり適正な維持管理をすることを確約します。

- 1 保守点検は、(業者名) _____ に委託し、
(所在地) _____
年 回以上、実施します。
- 2 清掃は、(業者名) _____ に委託し、
(所在地) _____
年 回以上、実施します。
- 3 設置後の水質に関する検査は、埼玉県指定検査機関に依頼済みです。
- 4 定期検査は、(業者名) _____ に委託し、
(所在地) _____
年 回以上、実施します。
- 5 適切な維持管理のため、関係法令に基づく行政からの指導に対しては、誠意をもって対応します。

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽設置者（浄化槽管理者）は以下の検査等を受ける必要があります。

検査等	時期・回数等	実施機関・業者
保守点検	年3回以上（浄化槽の種類等により異なる）	都道府県知事登録業者
清掃	年1回以上	市町村長許可業者
設置後の水質検査	浄化槽の新規設置3か月経過後から5か月以内	一般社団法人 埼玉県浄化槽協会
定期検査	年1回	一般社団法人 埼玉県浄化槽協会

委任状

年 月 日

本 庄 市 長 あて

委任者 住所 本庄市

氏名

電話番号

下記の者を代理人と定め、本庄市浄化槽設置補助金交付要綱に規定する申請事務手続に関する一切の権限を委任します。

代理人	所在地 又は 住所	
	会社名	
	営業所名	
	氏名	
	電話番号	

注意事項

- 1 委任者の住所、氏名及び電話番号は必ず申請者本人が記入してください。
- 2 代理人は、当該補助金の申請事務手続に関するすべての責任を持って対応してください。

様式第1号(第5条関係)

本庄市浄化槽設置補助金交付申請書

○年 ○月 ○日

(あて先) 本庄市長

申請者 住 所 本庄市本庄3丁目5番3号

氏 名 本庄 太郎

電話番号 0495-25-1173

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、本庄市浄化槽設置補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 設置場所	本庄市本庄3丁目5番3号 ※住居表示でお願いします。		
2 浄化槽の型式	名称：〇〇ABC-7		
	人槽： 7 人槽		
3 転換の設置区分		<input checked="" type="checkbox"/> 単独処理浄化槽から <input type="checkbox"/> くみ取り便槽から	
4 補助金申請額	転換費補助申請額	金	434,000 円
	配管費補助申請額	金	150,000 円
	処分費補助申請額	金	90,000 円
5 対象事業費	転換費 〇〇〇,〇〇〇 円 配管費 〇〇〇,〇〇〇 円 処分費 〇〇〇,〇〇〇 円	} ※税込表記でお願いします。	
6 住宅の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (居住部分の面積 m ² /その他の面積 m ²)		
7 着工予定日	○年 ○月 ○日	8 工事完了予定日	○年 ○月 ○日

様式第4号(第8条関係)

本庄市浄化槽設置補助金変更(廃止)申請書

○年 ○月 ○日

(あて先) 本庄市長

申請者 住 所 本庄市本庄3丁目5番3号
 氏 名 本庄 太郎
 電話番号 0495-25-1173

○○年 ○月 ○日に本庄市浄化槽設置補助金交付申請書を提出しましたが、都合により変更(廃止)することになりましたので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(廃止)内容	処分費補助金の変更		
2 変更(廃止)理由	単独浄化槽撤去不可のため		
3 浄化槽の型式	名称: ○○ABC-7		
	人槽: 7 人槽		
認定番号: 00K-1F-○○○			
4 転換の設置区分	<input checked="" type="checkbox"/> 単独処理浄化槽から <input type="checkbox"/> くみ取便槽から		
5 補助金申請額	転換費補助申請額	金	434,000 円
	配管費補助申請額	金	150,000 円
	処分費補助申請額	金	0 円
6 対象事業費	転換費 ○○○, ○○○ 円 配管費 ○○○, ○○○ 円 処分費 0 円	} ※税込価格でお願いします。	
7 住宅の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(居住部分の面積 m ² /その他の面積 m ²)		
8 着工予定日	○○年○月○日	9 工事完了予定日	○○年○月○日

法定検査実施に関する誓約書

この度、私の住宅に設置する浄化槽について、浄化槽法第7条に基づく検査、及び第11条に基づく定期検査を指定検査機関に依頼し、浄化槽の適正な維持管理を行うことを誓約いたします。

〇〇年 〇月 〇日

あて先 本庄市長

住 所 本庄市本庄3丁目5番3号

氏 名 本庄 太郎

電 話 0495-25-1173

- ※ 設置者の住所、氏名及び電話番号は必ず申請者本人が記入してください。
- ※ 第7条検査とは、設置後3カ月～5カ月の間に実施する水質検査
- ※ 第11条検査とは、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか確認する検査

様式第6号(第9条関係)

本庄市浄化槽設置補助事業実績報告書

〇年 〇月 〇日

(あて先) 本庄市長

住 所 本庄市本庄3丁目5番3号

氏 名 本庄 太郎

電話番号 0495-25-1173

〇年 〇月 〇日付け 第 〇〇 号で補助金の交付決定通知を受けた 〇〇 年度本庄市浄化槽設置補助事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

完了年月日 〇年 〇月 〇日

設置場所 本庄市本庄3丁目5番3号

交付決定額 金 674,000 円

 転換費補助金 434,000 円

 配管費補助金 150,000 円

 処分費補助金 90,000 円

対象事業費 金 〇〇〇, 〇〇〇 円

 転換費 〇〇〇, 〇〇〇 円

 配管費 〇〇〇, 〇〇〇 円

 処分費 〇〇〇, 〇〇〇 円

} ※税込表記をお願いします。

浄化槽維持管理確約書

記入例

年 月 日

本 庄 市 長

設置者 住 所 本庄市本庄3丁目5番3号
氏 名 本庄 太郎
電話番号 0495-25-1173

浄化槽の設置使用に当たり、浄化槽法等の関係法令及び本庄市浄化槽設置指導要綱を遵守し、次のとおり適正な維持管理をすることを確約します。

- 1 保守点検は、(業者名) (株)〇〇保守 に委託し、
(所在地) 本庄市児玉町八幡山368
年 3 回以上、実施します。
- 2 清掃は、(業者名) (株)〇〇清掃 に委託し、
(所在地) 本庄市銀座1丁目1-1
年 1 回以上、実施します。
- 3 設置後の水質に関する検査は、埼玉県指定検査機関に依頼済みです。
- 4 定期検査は、(業者名) (一社)埼玉県浄化槽協会 に委託し、
(所在地) 深谷市田谷11
年 1 回以上、実施します。
- 5 適切な維持管理のため、関係法令に基づく行政からの指導に対しては、誠意をもって対応します。

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽設置者(浄化槽管理者)は以下の検査等を受ける必要があります。

検査等	時期・回数等	実施機関・業者
保守点検	年3回以上(浄化槽の種類等により異なる)	都道府県知事登録業者
清掃	年1回以上	市町村長許可業者
設置後の水質検査	浄化槽の新規設置3か月経過後から5か月以内	一般社団法人 埼玉県浄化槽協会
定期検査	年1回	一般社団法人 埼玉県浄化槽協会

委任状

○年 ○月 ○日

本 庄 市 長 あて

委任者 住 所 本庄市3丁目5番3号

氏 名 本庄 太郎

電話番号 0495-25-1173

下記の者を代理人と定め、本庄市浄化槽設置補助金交付要綱に規定する申請事務手続に関する一切の権限を委任します。

代理人	所在地 又は 住所	本庄市児玉町八幡山368
	会社名	(株)〇〇設備
	営業所名	児玉営業所
	氏名	児玉 一郎
	電話番号	0495-72-1334

注意事項

- 1 委任者の住所、氏名及び電話番号は必ず申請者本人が記入してください。
- 2 代理人は、当該補助金の申請事務手続に関するすべての責任を持って対応してください。